

生駒市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により引き起こされるナラ枯れ被害、ナラ枯れにより枯損木に発生するカエンタケ被害（これらの被害に伴って生ずる人的被害及び物的被害を含む。）及びナラ枯れによる枯損木が倒木、落枝等を行うことによる人身又は家屋等への重大な被害を防止するため、ナラ枯れ防除事業を行った者に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）（以下「補助金規則」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「ナラ枯れ被害防除事業」とは、被害拡大を抑制するためにナラ・シイ・カシ類のナラ枯れの被害木にビニール被覆をすること、枯損木に伐倒・くん蒸処理（以下「伐倒等」という）をすること並びに倒木、落枝等の事故を予防することをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内にナラ・シイ・カシ類の樹木を所有又は管理する者（営利を目的とする法人は除く。）で、その所有又は管理に係るナラ・シイ・カシ類のナラ枯れ被害防除事業につき、第4条に定める補助対象となる内容による実施が可能な業者（以下「業者」という。）に委託し、実施した者とする。ただし、当該ナラ枯れ被害防除事業について、他の補助金の交付を受ける者を除く。

(補助対象内容および補助金の額)

第4条 補助の対象となるナラ枯れ被害防除事業（以下「補助対象事業」という。）の内容及び補助金の額は、次のとおりとする。

区分	補助の対象となる内容	補助金の額
ビニール被覆	カシノナガキクイムシが穿孔したが、枯損に至っていない樹木から翌年のカシノナガキクイムシの脱出を防止するため又はカシノナガキクイムシの侵入を防ぐため樹木の幹をビニールで被覆する。	・ φ 50cm未満 1本当たり 1,600円 ・ φ 50cm以上 1本当たり 2,400円

伐倒・くん蒸処理	カシノナガキクイムシが穿孔し、枯損している樹木の伐倒と薬剤によるくん蒸処理をする。	チェーンソー伐採（※1） ・1 m ³ 当たり 18,000円 人力伐採（※2） ・1 m ³ 当たり 20,000円 人力吊伐り（※3） ・1 m ³ 当たり 51,000円
伐倒駆除	過年度に被害を受け、既にカシノナガキクイムシが脱出した枯損木が倒木、落枝等を行うことによる人身又は家屋等への重大な被害を防止するため、伐倒による処理をする。	チェーンソー伐採（※1） ・1 m ³ 当たり 8,000円 人力伐採（※2） ・1 m ³ 当たり 10,000円 人力吊伐り（※3） ・1 m ³ 当たり 42,000円

（※1）チェーンソー伐採の採択要件は、周辺に家屋等がなくチェーンソーを用いて、単純に地際から伐採できる作業とする。

（※2）人力伐採の採択要件は、周辺に家屋等があり、伐採した枝や幹を少量ずつ地上に自然落下させて伐採できる作業とする。

（※3）人力吊伐りの採択要件は、家屋等が近接しており、対象樹木の頂部から少しずつ枝や幹を切り、切った枝・幹をその都度、ロープに掛けて地上に下ろして伐採できる作業とする。なお、家屋等が近接するクレーン吊伐りの場合は、人力吊伐りの補助金の額を適用する。

2 補助金の額の1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 同一年度における補助金の額は、補助対象事業に係る補助金の交付対象者につき、ナラ枯れ防除事業を委託する業者からの見積書（以下「業者見積書」という。）の写しの1/2以下でかつ20万円を上限とする。また、同一年度における補助対象事業に係る補助金の交付申請は、1回限りとする。なお、業者見積書の写しの提出のない場合は補助対象事業とはしない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ナラ枯れ被害防除事業補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）及び業者見積書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、書類の審査又は現地調査により適否を審査して適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、やむを得ない理由により当該事業を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(指示および検査)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第9条 補助金規則第12条第1項に規定する実績報告書は、事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の実績報告書には、原則として、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ビニール被覆又は伐倒等の写真
- (2) その他特に市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 補助金規則第13条の規定による額の確定の通知は、補助金確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求等)

第11条 前条により補助金の額の確定を受けた者は速やかに補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取り消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正な手続により補助金を受けたとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該事業の取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行し、令和6年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年9月2日から施行し、平成30年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成33年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年9月18日から施行し、平成33年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。